（議提議案第５号）

令和８年６月２５日

議長　影　山　琢　也　様

提　出　者　　議　員　　林　　幸　子
〃　　〃　　三　浦　和　一
〃　　〃　　池　井　光　吉

議案提出について

令和８年第２回市議会定例会（６月２５日の会議）に下記の議案を別紙のとおり提出する。

記

［議提議案第５号］　非核三原則の堅持を求める意見書

〔理　　由〕　唯一の戦争被爆国である我が国の使命として、核兵器のない平和な世界の実現を願う被爆地の思いをしっかりと受け止め、非核三原則を堅持するよう強く求めるため

非核三原則の堅持を求める意見書

非核三原則「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」は、昭和４２年に当時の佐藤榮作内閣総理大臣が国会で表明し、昭和４６年には衆議院においてその遵守に言及した決議が可決されて以来、国是として位置付けられ、歴代内閣もこれを堅持してきた。

また、我が国は被爆国として「核兵器のない世界」を希求し、平成６年以降、毎年国連に核兵器廃絶決議案を提出してきた。さらに、国連の場においても非核三原則を堅持する立場を公式に表明し、我が国及び地域の安定に一定の役割を果たしてきたものと考えられる。

このように日本政府にとって非核三原則は、単なる政策ではなく、被爆国としての歴史や国際社会での信頼維持と平和主義を支える「道徳的・政治的使命」として位置付けられている。

核兵器を取り巻く国際情勢が一層厳しさを増す今日だからこそ、非核三原則は我が国と地域の安定を築く基盤として、今後も確実に守られるべきものである。

広島と長崎にもたらされた惨禍を二度と繰り返さないためにも、被爆の実相を後世に伝えつつ、非核三原則を堅持し、「核兵器のない世界」の実現に向けた努力を着実に積み重ねていくことは、唯一の戦争被爆国として我が国が果たすべき使命である。

よって、国会及び政府においては、核兵器のない平和な世界の実現を願う被爆地の思いをしっかりと受け止め、非核三原則を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年６月２５日

熊　谷　市　議　会

内閣総理大臣　様
衆議院議長　様
参議院議長　様
外　務　大　臣　様